

新居浜市医師確保奨学金貸付制度

《令和6年度募集要項》

この制度は、将来医師として新居浜市の指定医療機関に勤務する意思のある医学生に、修学上必要な資金を貸し付けることにより、市内の医師を確保し地域医療の充実を図ることを目的としています。

※平成31年4月1日から応募資格「新居浜市内の高等学校を卒業」がなくなりました。
※令和2年4月1日から応募資格「新居浜市に本人又は保護者の住所がある」がなくなりました。



新居浜市

健康政策課

1 応募資格

国内の大学（自治医科大学を除く。）で医学を専攻する学生（1年生から6年生まで）で、次の全てに該当する方

- (1) 保護者の令和6年度の市町村民税所得割の額（保護者が2人いるときは、合計した額）が304,200円未満である。
- (2) 保護者及び連帯保証人に市町村民税の滞納がない。
- (3) 同種の奨学金を受けていない。

2 募集人員

1名

3 貸付金額と貸付期間等

- (1) 修学資金奨学金 月額20万円。通算6年間を限度とします。
- (2) 入学資金奨学金 入学金として納める額（50万円を限度）。入学する年度のみ貸し付けます。

※ 修学資金奨学金は、6月、9月、12月及び3月に3月分ずつ奨学生の口座に振込みます。ただし、初年度は貸付を承認した月の翌月に初回分及び入学資金奨学金を振り込みます。

4 返還の全部免除

次のいずれかに該当したときは、奨学金の返還を全部免除します。

- (1) 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得し、直ちに臨床研修を受け、臨床研修を開始した日の属する月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間（以下「修学資金貸付月数」という。）の2倍に相当する期間が経過するまでの間に、指定医療機関において医師としてその業務に従事した期間（以下「医師従事月数」という。）が通算して修学資金貸付月数に達したとき。ただし、指定医療機関で臨床研修を受けた場合は、当該臨床研修を受けた期間も医師従事月数に含みます。

※ 令和6年度から令和11年度まで6年間貸付けを受けた場合、次の例のとおり、色を付けた期間に指定医療機関で臨床研修又は勤務した場合、返還が全部免除になります（例は一例です。）。

【例1】

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	臨床研修	臨床研修	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務

【例2】

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	臨床研修	臨床研修	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務

【例3】

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	臨床研修	臨床研修	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務

【例 4】

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	臨床研修	臨床研修	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務

(2) 医師従事月数中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

※ 指定医療機関は、愛媛労災病院・十全総合病院・住友別子病院です。

5 返還

(1) 次のいずれかに該当するときは、返還事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、奨学金の全部又は一部を一括して返還してください。ただし、分割して返還することもできます。

ア 全部返還

(ア) 奨学金の貸付けを取り消されたとき。

(イ) 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。

(ウ) 医師免許取得後、直ちに臨床研修を受けず、又は修了することができなかったとき。

(エ) 奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

イ 一部返還

(ア) 医師従事月数中に業務上の事由以外による死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により奨学金を返還することができなくなったとき。

(イ) 修学資金貸付月数の2倍に相当する期間が経過するまでの間に、医師従事月数が通算して修学資金貸付月数に達しなかったとき。

(2) 返還利息 無利息

(3) 延滞利息 年利14.6パーセント

6 返還猶予

次のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができます。

(1) 奨学金の貸付けを取り消された後も引き続き、大学に在学しているとき。

(2) 医師従事月数が通算して修学資金貸付月数に達しなかった後、引き続き指定医療機関において医師として業務に従事しているとき。

(3) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

7 貸付けの取消し

奨学生が次のいずれかに該当したときは、奨学金の貸付けを取り消します。

(1) 死亡したとき。

(2) 大学を退学したとき。

(3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

(4) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(5) 偽りの申込みその他不正手段によって貸付けを受けたとき。

(6) 保護者及び連帯保証人が市町村税を滞納したとき。

(7) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

(8) 同種の奨学金を受けていることが判明したとき。

(9) 奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

8 貸付の休止

奨学生が休学し、停学の処分を受け、又は留年したときは、奨学金の貸付けを休止します。

9 連帯保証人

貸付けの申込みには、連帯保証人2人が必要です。連帯保証人は、次のいずれにも該当する者で、うち1人は、申込者の父又は母を充てることができます。

- (1) 一定の職業を持ち、かつ、独立の生計を営んでいる。
- (2) 他の奨学金の貸付け又は給付を受けている者の連帯保証人になっていない。

10 貸付けの申込み

(1) 受付期間

【1次受付】令和6年4月1日(月)から令和6年6月30日(日)まで

【2次受付】令和6年7月1日(月)から令和6年9月30日(月)まで

※1次受付で募集人員に達した場合は、2次受付はありません。

(2) 申込書類(様式は新居浜市HPからダウンロードできます。)

ア 新居浜市医師確保奨学金貸付申込書(第1号様式)

イ 大学の在学証明書

ウ 誓約書(第2号様式)

エ 大学の学業成績証明書(提出が困難な場合は、出身高等学校長が発行する成績証明書)

オ 申込者及び保護者の住民票の写し

カ 履歴書及び健康診断書(様式自由)

キ 保護者全員の令和6年度の市町村民税所得割の額を証明できる書類

ク 連帯保証人の所得証明書

ケ 保護者及び連帯保証人の市町村税の納税証明書

コ 入学資金奨学金の貸付けを申し込む場合は、入学金として納めた額が証明できる書類

サ 応募理由書(応募理由及び新居浜市の地域医療に関する抱負について、800字程度でまとめてください。様式自由)

(3) 申込方法

持参又は郵送にて提出してください。持参の場合、代理人による提出が可能です。

郵送の場合、簡易書留等で郵送してください(受付最終日の消印有効)。

ア 申込先 新居浜市健康政策課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話番号 0897-65-1522

イ 受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

※持参の場合は、新居浜市消防防災合同庁舎(本庁西側)5階の健康政策課まで
お願いします。

11 貸付けの決定

申込書類の審査のほか、必要に応じて面接による審査を行い、その結果は書面により申込者に通知します。

12 奨学金の交付手続

奨学金の貸付けの決定通知を受けた方は、決定通知書に示す期日までに、新居浜市医師確保奨学金交付申請書(第3号様式)及び新居浜市医師確保奨学金貸付及び返還契約書等を健康政策課に提出してください。

※ 貸付けの決定を受けた方は、翌年度以降、毎年4月末日までに新居浜市医師確保奨学金交付申請書(第3号様式)に次の書類を添えて、市長に提出してください。

ア 大学の在学証明書

イ 前年度の学業成績証明書

ウ 保護者及び連帯保証人の市町村税の納税証明書

本要項に記載されていない詳細については、新居浜市医師確保奨学金貸付条例及び新居浜市医師確保奨学金貸付条例施行規則によります。